

福岡県保育所等運営管理研修会

一般指導監査(安全重視型)の導入について

福岡県福祉労働部子育て支援課

1.	監査の見直しに至った経緯	・・・1
2.	見直しの概要	・・・2
①	一般指導監査の分類(A型)	・・・3
②	一般指導監査の分類(B型)	・・・4
③	一般指導監査の分類(C型)	・・・5
3.	監査実施の留意点	・・・6
4.	安全管理重点確認監査チェックシート	・・・7
5.	安全管理重点確認監査の手引き	・・・8
6.	まとめ	・・・10

1. 監査の見直しに至った経緯

- 令和3年7月、本県において、保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。
- このような事案を二度と繰り返さないよう、令和4年度から、福岡県所管の保育所等（認可保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園）に対する一般指導監査について、「児童の安全面を重視した監査」を行っています。

2. 見直しの概要

- ① 各保育施設において、「児童の安全管理に関する事項」を、定期的に自己点検するための安全管理重点確認監査チェックシート(以下、「チェックシート」という。)を作成しました。
 - ※ チェックシートは、各施設が、日頃から危険個所の確認や安全管理の意識を職員間で共有できるツールとして作成。
- ② 県・市町村合同で、年1回、保育所等を実施する一般指導監査について、A型・B型・C型の類型に区分しました。

[一般指導監査(標準型)(A型)]

児童の安全管理に関する項目を充実させた監査資料に基づき実施

一般指導監査(安全重視型)

施設が自己点検したチェックシートを活用し実施

[安全重視型監査(B型)]

- ・ 事前に実施日の通告あり

[安全管理重点確認監査(C型)]

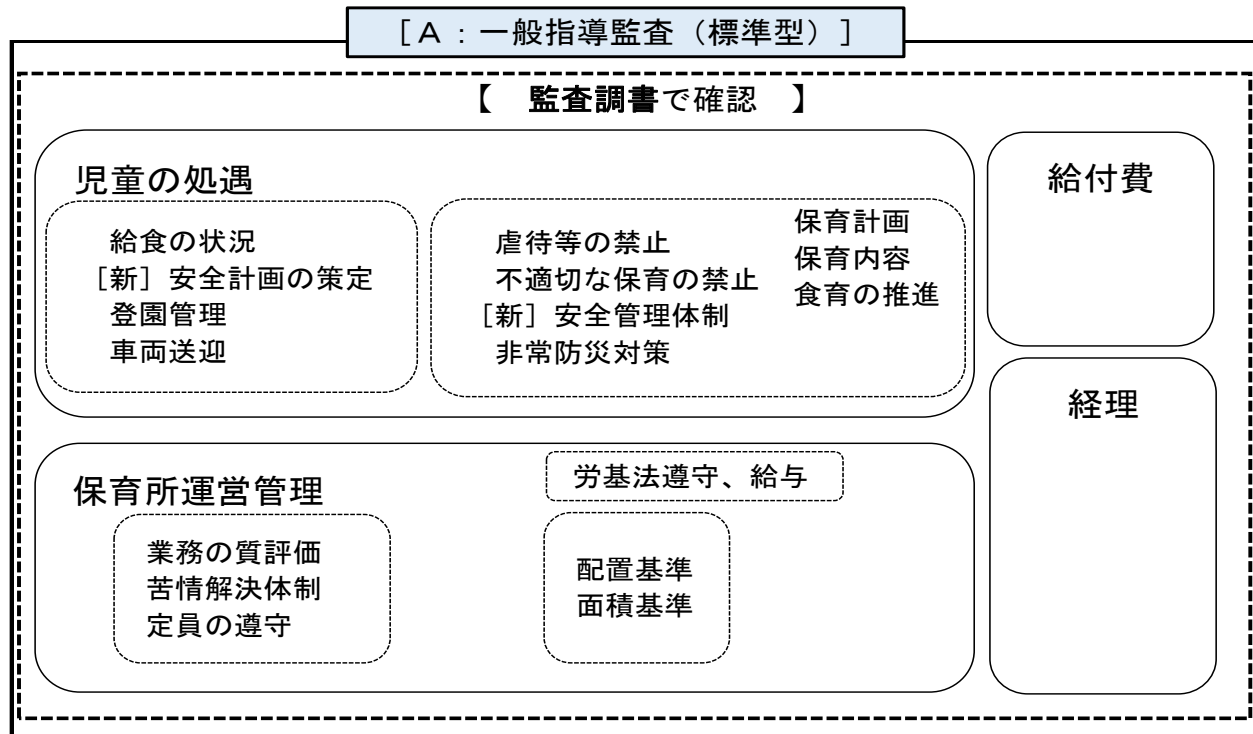
- ・ 事前に実施日の通告なし

2-①. 一般指導監査の分類（A型）

一般指導監査（標準型）（A型）

- 児童の安全管理に関する項目を充実させた監査調書を基に、実地により監査項目（児童の処遇、保育所運営管理、保育所経理）の確認を行う監査です。

（確認方法：事前提出を受けた監査調書をもとに確認） ※年間210施設程度



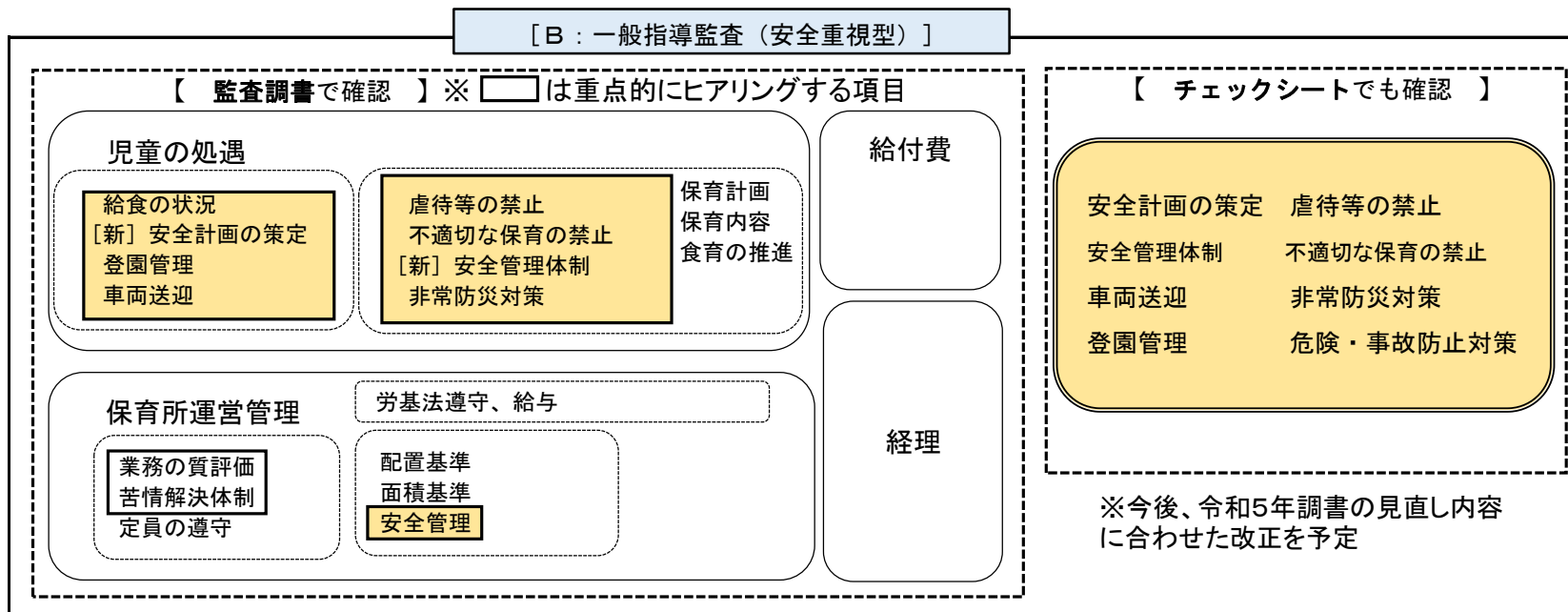
2-②. 一般指導監査の分類（B型）

一般指導監査（安全重視型）

安全重視型監査（B型）

- 保育所等が事前に作成した監査調書及び安全管理重点確認監査チェックシートを基に、事故防止対策、虐待等の禁止、安全管理、車両送迎、登園管理、業務の質の評価、苦情解決体制の項目について、重点的に聞き取りを実施する監査です。

（確認方法：監査調書+チェックシートをもとに確認） ※年間280施設程度



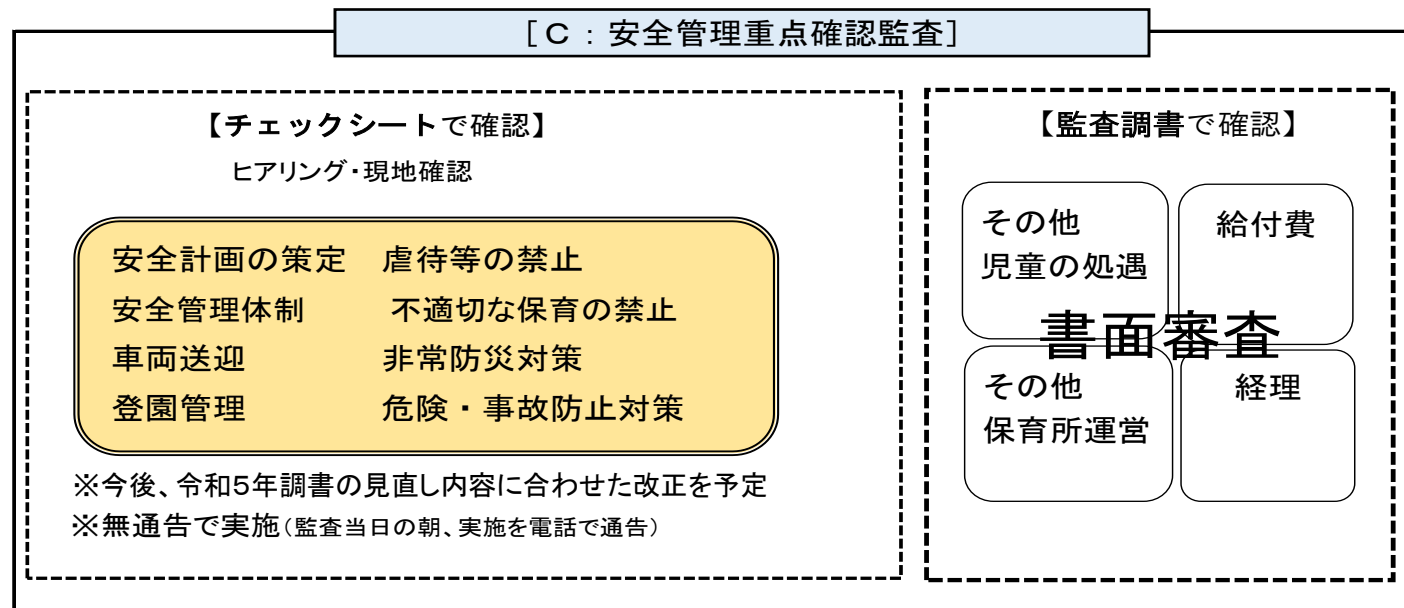
2-③. 一般指導監査の分類（C型）

一般指導監査（安全重視型）

安全管理重点確認監査（C型）

- ・ 事前通告なしに、安全管理重点確認監査チェックシートに沿って、現地確認と施設長や保育士等へ聞き取りを実施する監査です。
- ・ チェックシート以外の監査項目については、書面審査を実施します。
- ・ 監査当日、施設長不在の場合は、主任保育士や担当保育士の方の対応を想定しています。

（確認方法：監査調書+チェックシートをもとに確認） ※年間40施設程度



3. 監査実施の留意点

Q.各保育所等は、A型・B型・C型のいずれの類型での監査になるのか？

- ・ 県保健福祉(環境)事務所が無作為により選定します。

Q.監査の種類は、毎年変わるのか？

- ・ C型の監査の対象施設は、毎年変わります。
- ・ A型の監査を2～3年に1度実施することとしています。

Q.事前通告なしの監査を実施することとした理由は？

- ・ 保育所は、児童の安全管理等の確認を常に強く意識していただかなければなりません。このため、実施日を事前に通知しない監査を取り入れたものです。

Q.園長不在でも対応しないといけないのか？現場の保育士にまで対応を求めるのか？

- ・ 安全管理に関することは、施設長のみが把握していれば良いことではなく、実際に保育の現場で働く保育士等職員の皆様も把握していなければいけません。
- ・ 安全管理に関し、全ての職員の共通理解が出来ているか確認するため、聞き取りを行わせていただきます。
- ・ 実施にあたっては、保育の現場に負担とならない配慮をしながら聞き取り等行わせていただきます。

4. 安全管理重点確認監査チェックシート

安全管理重点確認監査チェックシート（保育所・保育所型認定こども園）

記入日： 年 月 日（ ） 時間 ： ～ ：

記入者：

確認項目	確認事項	可・否
1 門扉・玄関 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	門扉が施錠されているなど、職員の確認なしに外部から施設に入ることができないようになっているか。 子どもだけで容易に外出できないようになっているか。	
2 危機管理体制		
(1) 責任者	安全管理に関する責任者は誰になるのか。 緊急時の役割について、分担と担当する順番・順位を把握しているか。	
(2) 共通理解	子どもの安全確保に関し、職員会議などで職員間の共通理解を図っているか。 (保育所運営管理 7 ② 関連) 事故防止等のマニュアルについて、全職員に周知し、各職員は保管場所を把握しているか。 (児童の処遇 8 ⑤ 関連)	
(3) 避難経路 (保育所運営管理 7 ③ 関連)	消防計画で決められた避難場所を把握しているか。 保護者や関係機関への連絡方法を把握しているか。	
(4) 園外活動	登園時や散歩等の園外活動等の前後等、場面の切り替わりにおいて、子どもの人数を適切に把握しているか。(保育所運営管理 7 ①(1) 関連) 散歩等の園外活動を行う場合、園外に出る子どもの人数、引率者名、目的地、ルート、出発時間、戻り時間等を記録しているか。(保育所運営管理 7 ①(1) 関連) 園外活動中に発生した事故等についての対応手続きが定まっているか。	
3 最低基準の遵守	保育室の面積、保育士数が最低基準を満たしているか。(保育室を抽出し、児童数、保育士数から必要面積・保育士を算出し、最低基準を満たしているか確認)	
4 危険・事故防止対策		
(1) 落下物 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	地震の際等に落下の危険がある重量物を、棚の上、壁面収納(引き戸等で地震の際に開く危険性がないものを除く)等に置いていないか。 子どもが引っ張ることができるテーブルクロス等がないか	
(2) 転倒 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	家具やテレビ、ピアノ等について、転倒・移動防止策が行われているか。	
(3) 誤飲 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	子どもがいる部屋に、マグネット、画紙、玩具など、子どもが誤飲する危険性のあるものがないか。 乳幼児の手の届く位置に漂白剤や消毒液等が置かれていないか	
(4) 衝突 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	保育室内のドアやピアノの鍵盤蓋には指ばさみ防止がなされているか。 家具の角などに安全対策を行っているか。 扉が外れそうになっている等の施設の整備不良はないか。	
(5) 転落 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	窓の近くに足場となるような物を置くと、子どもの高所からの転落につながるような箇所がないか。	
(6) 感電 (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	コンセントに子どもが触れることができる状態になっていないか。	
(7) 閉じ込め (保育所運営管理 7 ①(7) 関連)	子どもが入り込み、所在がわからなくなるような場所や死角となるような場所はないか。 倉庫等に、子どもが不用意に侵入しないよう施錠しているか。	

安全管理重点確認監査チェックシート

○ 監査の見直しにあわせて、各施設が、旦頃から危険個所の確認や安全管理の意識を職員間で共有できるツールとして、作成。

【確認項目】

- 1 門扉・玄関
- 2 危機管理体制
 - (1) 責任者 (2) 共通理解 (3) 避難経路
 - (4) 園外活動
- 3 最低基準の遵守
- 4 危険・事故防止対策
 - (1) 落下物 (2) 転倒 (3) 誤飲 (4) 衝突
 - (5) 転落 (6) 感電 (7) 閉じ込め
 - (8) 食物アレルギー (9) 午睡 (10) 飲食
 - (11) 屋外活動 (12) プール活動 (13) その他
- 5 虐待等の禁止
 - (1) 未然防止 (2) 発生時の対応
- 6 登降園管理
- 7 車両送迎

※今後、令和5年調書の見直し内容に合わせた改正を予定

5. 安全管理重点確認監査の手引き

「安全管理重点確認監査」の手引き

令和4年4月

福岡県福祉労働部子育て支援課

趣 旨

- 「安全管理チェックシート」の確認項目について、各保育施設が子どもの安全・安心を守るために意識すべきことを「『安全管理重点確認監査』の手引き」で規定・通知等を示しながら解説しています。
 - B型・C型の監査においては、この手引きで説明している内容の理解も含め確認することとなります。
 - 子どもたちを、保護者からお預かりし、お返しするところまで、全職員が「養護」の理念で十分に安全を確保することが保育の基本である、ということを改めて確認いただき、取組を進めていただくようお願いします。
- ⇒ B型、C型の監査を受ける施設だけでなく、全保育所等において、日常の安全点検のツールとして御活用いただくようお願いします。

5. 安全管理重点確認監査の手引き

構成

Ⅱ 安全管理重点確認監査での確認事項

1 門扉・玄関

確認事項	説明
(1) 門扉が施錠されているなど、職員の確認なしに外部から施設に入ることができないようになっているか。 (2) 子どもだけで容易に外出できないようになっているか。	- 園の敷地内に誰でも自由に入ることができると不審者の侵入も許すことになります。 - また、子どもが勝手に園の敷地から出ることができると、保護者の所在不明事故や逃げ出し事故も起こりかねません。 - 施設の規模や現在の施設設備の状況等考慮し、施設の設備面または、運営面から、施設にあった方法を検討してください。(オートロックの導入、施錠位置や子どもの手の届かない高さにする、門扉の開け閉めの際の施錠をナール化し保護者と共有、訪問者の入口・受付の明示、施設の閉場時間の制限、保護者たまたわがものを身に付けてもらう、子どもに対しても危険な行動への注意喚起を行うなど)
規定・通知等 ■ 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 56 号） （不審者等の侵入防止対策） 第 50 条。保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。 ■ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成 13 年 6 月 15 日、雇児総発第 420 号）、別添-2 児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目 1 日常の安全管理 ○ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	

【確認項目】

各施設が安全管理上、注視すべき設備や、整備すべき運営体制等の項目

※チェックシートの確認項目と一致

【確認事項】

確認項目について、各施設が適切な状態にしておく必要があるポイント

※チェックシートの確認事項と一致

【説明】

「確認事項」について、各施設の注意点や確認時の視点の説明

【規定・通知等】

確認事項の根拠となる規定や通知、参考例となるハンドブックなどを記載。

6. まとめ

最後に、

- ※ 保育所等において、重大事故の発生を防ぐためには、保育に携わるすべての職員が、子どもの命と安全を守る強い意識を常に持って、保育にあたってくださいが必要です。また、それを行政が監査し続けることが必要です。
- ※ 各施設におかれましては、監査方法の見直しについてご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。